

記入例

新規の場合…「変更」を見え消しにする

第4号様式（第5条関係）

提出日を記入

（窓口に必要な書類を提出した日付又は郵送した日付）

流山市景観計画区域内行為（**変更**）届出書

令和3年 5月 1日

（宛先）流山市長

住所 流山市おおたかの森西●丁目●—●

氏名 流山 花子

新規の場合…第2項を見え消しにする

変更の場合…第1項を見え消しにする

電話番号 ●●●●—●●●●—●●●●

景観法第16条第1項（**第2項**）の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所	流山市 平和台1-1-1	
行為の種類	建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕・模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更
	工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕・模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更
開発条例の事前協議対象 であればチェック (建築行為等も含む)	<input checked="" type="checkbox"/> 開発行為	
	<input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	
	<input type="checkbox"/> 木竹の伐採	
設計又は 施行方法、 修景方法	<input checked="" type="checkbox"/> 流山市景観条例第11条に基づく事前協議のとおり <input type="checkbox"/> 別添図書のとおり	
行為の期間	令和3年6月10日 ~ 完了予定 令和3年8月10日	

開発条例の事前協議対象
であればチェック
(建築行為等も含む)

原則はこちらにチ
ェック
事前協議から変更
箇所がある場合は
要相談

届出日が着手予定
日の30日前となっ
ていることを確認

- この届出書は、当該行為に係る法律若しくは、これに基づく命令又は条例上の手続がある場合、流山市景観条例第11条に基づく事前協議が、終了した後に提出できます。
- 行為の種類のカラムは、該当する□をチェックしてください。